

平成29年3月6日

家電リサイクル券システム
取扱店(者) 各位

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター

再商品化等料金の改定等に関連する事項についてのお願い

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、平成29年4月1日より、以下の変更が行われる予定です。つきましては、当該変更に対す
るご対応のほど、よろしくごお願い申し上げます。

1. 再商品化等料金の改定について

一部の製造業者等及び指定法人がブラウン管式テレビ、また、冷蔵庫・冷凍庫と洗濯機・衣類乾燥機
の特定家庭用機器が廃棄物となったもの(以下、「廃家電」といいます。)の再商品化等料金(以下、
「家電リサイクル料金」といいます。)の改定を各々特定家庭用機器再商品化法第20条1項又は第34条
1項の規定に基づき、公表しました。

公表された改定後の家電リサイクル料金(以下、「新料金」といいます。)は、別表をご参照願います。
公表していない製造業者等は料金改定を行わないため、別表に記載しておりません。

別表1は、ブラウン管式テレビの廃家電の家電リサイクル料金の改定一覧です。

別表2は、冷蔵庫・冷凍庫の廃家電の家電リサイクル料金の改定一覧です。

別表3は、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電の家電リサイクル料金の改定一覧です。

(別表からはブラウザの戻るボタンで戻ってください。)

なお、平成29年3月31日までの家電リサイクル料金を以下、旧料金といいます。

また、一部の製造業者等及び指定法人の新料金は、次のアまたはイを満たしているものに適用され
ると公表されました。

ア) 家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、平成29年3月末日以前の日付以外のもので、かつ、
指定引取場所への引渡日が平成29年4月1日以降のもの。

イ) 家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、平成29年3月末日以前の日付のもので、かつ、
指定引取場所への引渡日が平成29年5月1日以降のもの。

これを図に示しますと次のようになります。

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容	
		平成29年3月31日 以前の日付のもの	平成29年3月31日 以前の日付以外のもの
指定引取場所 引渡日	平成29年4月1日より 平成29年4月30日まで	旧料金適用	新料金適用
	平成29年5月1日以降	新料金適用	

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、平成29年3月末日以前の日付のもので、かつ、
指定引取場所への引渡日が平成29年4月1日から4月30日までの場合のみ、旧料金が適用されます。
なお、交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの等は、平成29年3月31日以前の日付
以外のものと見なされます。

注 1) 交付日(引取日)欄の記載と新・旧料金の適用について

- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が当該家電リサイクル券に係る特定家庭用機器廃棄物に適用される再商品化等料金の決定に大変、重要になります。お客様から廃家電を引き取った場合、必ず、交付日(引取日)欄に交付日(引取日)を記載いただきますようお願いいたします。
- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)が平成29年3月末日以前である場合、旧料金をお客様からいただき、必ず、指定引取場所に平成29年4月末日までに引き渡していただきますようお願いいたします。交付日(引取日)が平成29年4月1日以降の場合は、新料金をお客様からいただいでください。

注 2) 旧料金と新料金のデータ表示について

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容等により、適用する再商品化等料金が異なるため、その対応として、平成29年4月1日以降の指定引取場所での引取登録において、以下のとおり、製造業者等名コードを分けて家電リサイクル券センター(以下「RKC」という。)に登録することで、旧料金と新料金の区分けを行うこととします。

【旧料金と新料金の製造業者等名コード】

①製造業者等名コードの記入方法

家電リサイクル券の製造業者等名コードは、旧料金及び新料金に係わらず、通常通り、本通知の発信日現在、設定されている製造業者等名コード(以下「現状コード」という。)を記載願います。または家電リサイクル券の製造業者等名欄(現状コードが記載)にチェックをお願いいたします。

②「新料金適用」の製造業者等名コード

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が平成 29 年 3 月 31 日以前の日付以外のもの、かつ、指定引取場所引渡日が平成 29 年 4 月 1 日以降の場合、新料金が適用になり、現状コードが使用されます。

③「旧料金適用」用の製造業者等名コード(以下「(旧)コード」といいます。)

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が平成 29 年 3 月 31 日以前のもの、かつ指定引取場所引渡日が平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日の間の場合、指定引取場所では、(旧)コードで登録しますので、旧料金が適用になります。なお、家電リサイクル券には、現状コードをそのまま記載願います。

・原則、(旧)コードは、現状の製造業者等名コード+100 番で設定します。(指定法人 2 号業務の 999 は、-100 番の 899 とします。)

・当該コードに対応する製造業者等名の略称(請求書等への印字に使用しています。)については、原則、現在の略称の後に「(旧)」の字を追記しますが、合計が 10 文字を超える場合は、従来の略称名の最後を短縮したり、「(旧)」や「旧」を追記したりすることがあります。

例) パナソニック(株)の場合

現状コードと略称	100	パナソニック
(旧)コードと略称	200	パナソニック(旧)

注 3) 提供データについて

RKC から取扱店(者)様に提供している以下のデータにつきましても、前述の製造業者等名コード、製造業者等名略称での運用となりますので、ご留意願います。

- ・RKC ホームページ「取扱店システム」の「引取券照会」画面
- ・RKC ホームページ「排出者向け引取り確認」画面
- ・RKC システムへのネットワーク接続による振込店様向請求データ

※製造業者等名コードのマスターは、RKC ホームページの取扱店システム等で取得可能です。

2. 社名を変更した製造業者等

下表の「旧製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「変更日」の欄に掲げる日から「新製造業者等名」の欄に掲げる名称に社名を変更しました。

旧製造業者等名	新製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	変更日
(株)オークセール	シロカ(株)	指定法人	591	冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成28年 4月18日
(株)フロントランナー	(株)デバイススタイル マーケティング	A	196	液晶・プラズマ式テレビ (区分なし)	平成28年 6月1日
GAC(株)	(株)デンソーエアクール	指定法人	507	冷蔵庫・冷凍庫(大、小)	平成28年 7月1日

3. 製造等の事業を承継した製造業者等

下表の「事業承継製造業者等名」の欄に掲げる者(以下「承継者」という。)は、同表の「被事業承継製造業者等名」の欄に掲げる者から、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を、同表の「変更日」の欄に掲げる日から承継しました。同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもののリサイクル料金は、承継者が設定した金額となります。

被事業承継製造業者等名	事業承継製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	変更日
東芝ライフスタイル(株)	東芝映像ソリューション(株)	A	114	ブラウン管式テレビ (大、小) 液晶・プラズマ式テレビ (大、小)	平成28年 6月30日
(株)ワイルドカード	(株)Freedom	指定法人	559	液晶・プラズマ式テレビ (大、小) 冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成28年 11月1日

4. 新たな製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を同表の「開始日」の欄に掲げる日から開始しました。又は開始します。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	開始日
(株)エスキュービズム	指定法人	719	液晶・プラズマ式テレビ(大) 冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成28年4月1日
ティーズネットワーク(株)	指定法人	721	液晶・プラズマ式テレビ(大)	平成28年5月1日
(株)STAYERホールディングス	指定法人	722	液晶・プラズマ式テレビ(大、小)	平成28年6月1日
FEP(株)	指定法人	723	液晶・プラズマ式テレビ(大)	平成28年9月1日
池商(株)	指定法人	724	冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成28年10月1日
SIS(株)	指定法人	725	冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成29年4月1日
KNチヨダ(株)	指定法人	726	液晶・プラズマ式テレビ(大)	平成29年4月1日

5. 品目を追加した製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「追加品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を同表の「開始日」の欄に掲げる日から開始しました。又は開始します。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	追加品目	開始日
エスケイジャパン(株)	指定法人	573	液晶・プラズマ式テレビ(小) 洗濯機・衣類乾燥機	平成28年4月1日
(株)MOA STORE	指定法人	701	冷蔵庫・冷凍庫(小)	平成28年4月1日
ハイセンスジャパン(株)	指定法人	588	洗濯機・衣類乾燥機	平成28年9月1日
(株)ドウシヤ	指定法人	713	ブラウン管式テレビ(小)	平成29年4月1日

6. 品目を削除した製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「削除品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を同表の「終了日」の欄に掲げる日を以って終了します。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	削除品目	終了日
船井電機(株)	B	386	冷蔵庫・冷凍庫(大、小)	平成29年3月31日
吉井電気(株)	指定法人	516	エアコン	平成29年3月31日
(株)フィフティ	指定法人	716	冷蔵庫・冷凍庫(大、小)、 洗濯機・衣類乾燥機	平成29年3月31日

7. 特定家庭用機器の製造等の事業を終了した製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を、同表の「終了日」の欄に掲げる日を以って終了しました。又は終了します。

当該製造業者等が製造等した特定家庭用機器(下表の「品目」欄に掲げる物に限る。)が、同表の「終了日」の欄に掲げる日の翌日以降に廃棄物となったものは、指定法人が再商品化等に必要となる行為を行います。当該廃棄物に係る家電リサイクル券の製造業者等名欄に記入する製造業者等名は、「指定法人(その他)」、製造業者等名コードは「999」です。リサイクル料金は指定法人(その他)のものが適用されます。下表に掲げる製造業者等は、当該製造業者等に係る「終了日」を以って当該製造業者等に係る全ての特定家庭用機器の製造等を終了することになります。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード (終了日まで)	品目	終了日
Mitsumaru Japan(株)	指定法人	554	液晶・プラズマ式テレビ(大、小)	平成28年11月30日
三協(株)(TECO JAPAN)	指定法人	530	エアコン 液晶・プラズマ式テレビ(大、小) 冷蔵庫・冷凍庫(大、小) 洗濯機・衣類乾燥機	平成29年3月31日
(株)ゾックス	指定法人	548	液晶・プラズマ式テレビ(大、小)	平成29年3月31日
(株)三和コーポレーション	指定法人	568	液晶・プラズマ式テレビ(大)	平成29年3月31日
川竹エレクトロニクス(株)	指定法人	712	液晶・プラズマ式テレビ(大)	平成29年3月31日
指定法人(NEC)	指定法人	998	エアコン ブラウン管式テレビ(大、小) 冷蔵庫・冷凍庫(大、小) 洗濯機・衣類乾燥機	平成29年3月31日

以上